

食安輸発1222第2号  
平成22年12月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(台湾産マンゴアの解除)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成22年12月15日付け食安輸発1215第1号)「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」により、シフルトリン及びシペルメトリンの検査命令を実施しているところです。

今般、台湾より残留農薬管理対策について報告があり、これまでの検査実績を踏まえ、本日以降、台湾産マンゴアのシフルトリン及びシペルメトリンに係る検査命令を解除し、同通知の別表1の台湾産のマンゴア及びその加工品(簡易な加工に限る。)の項を削り別紙1のとおりとし、通常の監視体制に戻すこととしますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

また、本改正に伴い、平成22年3月30日付事務連絡の別添1の2を改正し、別紙2のとおりとするので御了知願います。